

2019年6月17日

お客様各位

西鉄不動産株式会社
代表取締役 石坂 誠治

監督処分に係る業務改善措置について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、国土交通省九州地方整備局による2019年5月17日付の監督処分「指示」を厳粛に受け止め、下記の通り、再発防止に向けた業務改善措置を講じ、信頼回復に努めて参る所存です。

お客様並びに関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

(1) 違反行為の内容及び処分内容の周知徹底について

- ① 今回の違反行為の内容及び処分内容を、全役員及び全従業員に速やかに書面及び口頭にて周知徹底いたしました。
- ② また、弊社が管理受託契約を締結している管理組合の管理者等に対して書面による通知を行いました。

(2) 法令遵守の徹底及び違反行為再発防止を図るための社内研修・教育の作成と継続実施について

- ① 違反が生じた部署において5月21日に社内研修を実施し、再発防止に取り組むことを改めて確認いたしました。加えて、6月11日に法令遵守の取り組みに知見のある司法書士を外部講師として招き研修を実施いたしました。
- ② 今後も、継続的に実施している研修において法令遵守の内容を強化して参ります。

(3) 日常の業務運営に関する調査・点検と業務管理体制の整備について

- ① 日常の業務について調査・点検を実施し、業務フローに関するチェック表を改定いたしました。
- ② フロント担当に同行して上長等がマンション管理組合理事会等に参加する機会を定例化し、出席記録簿で管理いたします。
- ③ 管理職を中心とした一層の管理強化を行うことにより業務管理体制の整備を図って参ります。

(4) 今回の違反行為を踏まえた適切な再発防止策の策定と継続的实施について

- ① (3) ①にて記載したチェック表に従い業務に取り組んで参ります。
- ② 各種書類の交付の遺漏についてはフロント担当による持参にて交付していた形式を改め、庶務担当からの郵送にて行うようにいたしました。
- ③ 印鑑保管につきましては理事長印受け渡し確認書を新設しており、新旧理事長の御二方より受渡しの確認書を頂戴することといたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

西鉄不動産株式会社マンション管理事業部

092-724-5556〔受付時間 9:30～18:00(土・日・祝日を除く)〕